

土木工事（舗装、造園含む）の工事価格について

本市発注の土木工事（舗装、造園含む）価格の取扱いは、次のとおりとする。

○契約課発注案件・・・1,000円単位

※千円未満の端数は切り捨てる。

○上下水道局（財務課）発注案件

・上水道事業・・・10,000円単位

※万円未満の端数は切り捨てる。

・下水道事業・・・1,000円単位

※千円未満の端数は切り捨てる。